オストメイト相談会の開催について

術後のケア、装具、社会生活、福祉制度、災害対策などに関する相談会参加者を中心に、困っていることや体験談などを意見交換します。今年は運動療法の講習も有ります。予約は不要ですので、直接会場へお越しください。

● **日　時**　６月３０日（土）　午後１時～午後４時
● **場　所**　坂総合病院
● **対象者**　オストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）および家族・関係者など
● **問合先**　（公社）日本オストミー協会　宮城県支部　事務局
☎０８０-５５６７-３３４８　FAX ３５８-１３７３

児童手当現況届について

児童手当を受給している方は、毎年６月１日における状況を記載し、手当を継続して受けることができるか確認するため、現況届の提出が必要となります。

手続きの必要な方には、６月中旬頃に現況届を郵送します。提出に関しては、郵送でも受け付けます。

● **問合先**　町民福祉課福祉班　☎３５４-５７０６

交通遺児育英会奨学金制度のご案内

１．保護者が交通事故で死亡・重度後遺障害となった家庭のお子様が対象
２．高校生以上の生徒・学生に貸与
３．奨学金は無利息
４．奨学金　月額２万円～１０万円
５．入学一時金貸与制度　２０万円～８０万円（１年次１回限り）
６．返還は最長２０年
７．入学前の予約申請制度あり
８．「海外語学研修」「奨学生の集い」など高校生向け制度あり（本会が費用負担）
９．「学生寮」「家賃補助」など大学生・専修生向け制度あり

詳しい内容や申込み方法については、下記問い合わせ先まで直接ご連絡をお願いします。

● **問合先**　〒１０２-００９３　東京都千代田区平河町２-６-１　平河町ビル３階
公益財団法人　交通遺児育英会
☎０３-３５５６-０７７３（直通）　☎０１２０-５２１２８６（フリーダイヤル）
（受付時間：午前９時～午後５時３０分　土、日、祝祭日、本会の休業日を除く）
ホームページアドレス　http://www.kotsuiji.com

有害鳥獣の駆除を実施します

水稲植え付け後の踏みつけ防止のため、カラス、カルガモなどの有害鳥獣の実弾による駆除を６月１３日、１４日の２日間、町内全域で早朝日の出から日没まで実施いたします。

● **問合先**　産業観光課産業振興班　☎３５４-５７０７

母子・父子家庭医療費、心身障害者医療費助成対象者のみなさまへ

お医者さんにかかる際は、『受給者証』と『健康保険証』を窓口へ提示し、『母子・父子家庭医療費助成申請書（水色の用紙）』・『心身障害者医療費助成申請書（６４歳までの方はオレンジの用紙、６５歳以上の方は黄色の用紙）』に「住所・氏名・生年月日・受診年月・受給者番号・保険証の記号・番号・保険者名」を正しく記入・押印し医療機関等の窓口に提出してください。

月ごと、病院ごと、診療科ごとに分けて『申請書』は提出してください。また、同じ月に入院と通院の両方があった場合は入院分１枚と外来分１枚の２枚を提出してください。なお、薬局へも同様に「医療費助成申請書」の提出が必要です。ご注意ください。

● **問合先**　町民福祉課福祉班　☎３５４-５７０６

全国一斉人権なんでも相談所

様々なトラブルや、人権に関する相談について、人権擁護委員が相談に応じます。ぜひ、この機会にご相談ください。
※当日は、行政相談委員・消費生活相談員も相談に応じます。

● **日　時**　６月５日（火）午前１０時～午後５時（相談受付は午後４時まで）
● **場　所**　役場会議室
● **問合先**　町民福祉課福祉班　☎３５４-５７０６

消　費　生　活　コ　ー　ナ　ー

「ハガキによる架空請求にご注意ください」

一言メモ

・「法務省管轄支局　民間訴訟告知センター」や「法務省管轄支局　国民訴訟お客様管理センター」など、あたかも公的機関のような名称を騙った架空請求ハガキが届いたという相談が女性から多く寄せられています。
・ハガキには「訴訟を開始」「給与の差し押さえ、動産不動産の差し押さえを強制的に執行」など不安にさせ、取り下げ最終期日が届いた２日後とあおり、文末に「必ずご本人様から連絡頂きますように」と記載されています。
・**ハガキの「お問い合わせ窓口」に連絡してきた人に、執拗に支払を強要する手口です。**
・**「正式な裁判手続きの通知がハガキで来ることはありません。」**
・**支払ったお金は戻りません。**

絶対に連絡をしてはいけません！！

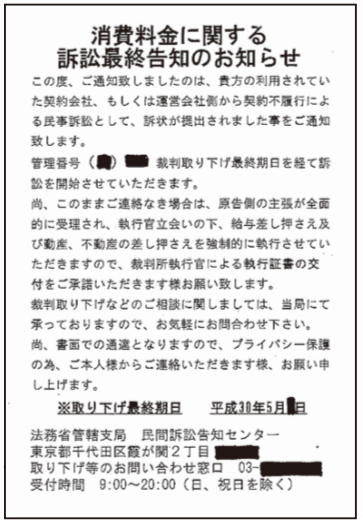

消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号（裁）[redacted] 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日　平成30年5月[redacted]日

法務省管轄支局　民間訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関２丁目[redacted]
取り下げ等のお問い合わせ窓口　03-[redacted]
受付時間　9:00～20:00（日、祝日を除く）

▲ハガキ見本

詳しく知りたい、不安に思われる方は相談員に相談してください。

● **松島町消費生活相談窓口**
相談日時　毎週火曜日・金曜日午前９時～午後４時３０分
相談窓口　産業観光課産業振興班　消費生活相談窓口　☎354-5707
● **宮城県消費生活センター相談専用電話**　☎２６１-５１６１
平日　午前９時～午後５時・土日　午前９時～午後４時（祝日・年末年始休み）
● **消費者ホットライン**　☎１８８（「いやや」と覚えてください）
● **法テラス**　☎０５７０-０７８３７４
● **警察相談専用電話**「＃９１１０」